社会福祉法人 陶都会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、 次のように行動計画を策定する。

- 2. 内容

目標1:計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上にする

男性職員・・・育児休業取得率 10%以上、もしくは、育児を目的として育児休暇制度等(子の看護休暇、所定労働時間の短縮制度等)の男性利用者 1 名以上を目指す

女性職員•••育児休業取得率 75%以上

<対策>

- 令和4年5月~ 管理職等を対象に制度、就業規程の周知及び研修を実施
- 令和4年5月~ 休業者の業務力バー体制、業務内容等の検討を行う
- 令和4年5月~ 育児休業規程の改正検討

目標2:令和5年4月までに、の所定外労働時間を削減するためノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和4年 5月~ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和4年 5月~ 管理職を対象とした意識改革のための研修等を1回実施
- 令和4年 5月~ 各部署、事業所ごとに所定外労働時間の把握を行う
- 令和5年 4月~ 制度導入